



三重県電気工事業工業組合  
 三重県電気工事協力会  
 発行人 角谷利夫  
 編集責任 広報委員会

61年度 電気使用安全月間

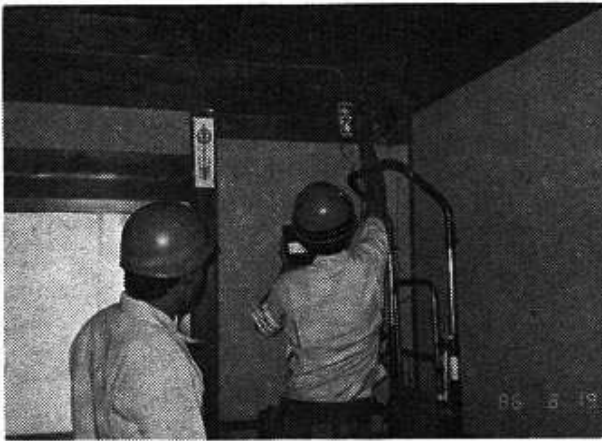
各地区で積極的に推進

例年にくらべ比較的涼しいと思われた本年度も8月に入り一段と厳しい猛暑に見舞われたが、全国的に展

開した61年度、電気使用安全月間運動に全組合員が積極的に参加、一般需要家等に対し電気使用安全啓蒙に

また診断、改修に尊い汗を流した。

独居老人住宅の配線診断



本年度は期間に入るとともに各地区役員により関係市町村を一斉に訪問、月間の趣意書、ポスターなどによりPRを実施、同時に地域独自項目の具体策等について協力を要請、逐次安全

運動を盛りあげた。

特に本年度は独居老人住宅、老人ホーム等の訪問診断、改修運動を八地区において実施、また移動相談・地域集団住宅訪問診断、改修など、全組合員の奉仕により多数の需要家を訪問、安全確認とともに安全使用の必要性を強調した。

このように数多くの訪問により需要家から非常に感謝されるなど極めて有意義な月間行事を終えることができた。

なお細部については現在各地区で集約中である。

61年度

中部経営セミナー

全日電工連全国大会について

電気工事業界における現状と将来を展望して、毎年開催されている中部経営セミナー、ならびに全日電工連、全国大会が本年度はつぎの予定で開催されることとなっている。

中部経営セミナーについては九月十八日～九月十九日の二日間にわたり、岐阜市において中部五県の役員一同が参加して実施される。毎年その情勢に応じた基調講演とともに各分科会により熱心に討議され、各組合事業にその内容を反映するなど、活発に行なわれているが、本年度は特につぎの分科会テーマが事前に提示され、各県それぞれ意見書を提出、当日はさらに掘り下げた討議が期待されている。

第一分科会

「転換期の組合事業と運

営」

組合事業と組織のあり方について

第二分科会

「低成長期における経営改善」

わが社の経営方針、または、わが社はこうして業績を伸ばしている。

第三分科会

「若い世代は提言する」

また全日電工連全国大会については十月二十四日、大阪市において開催され、各分科会テーマは、中部と同一で討論されることとなっている。

このように時機を得た内容で、しかも全国大会が当県より近い会場で全国の同業者が集うまたない機会に役員一同大いに研修しようとして十五名が参加する予定です。

# 電気工事業法に基づく

## 登録関係手続きをお忘れなく!!

電気工事業を営む事業所  
にとって、最も重要な登録  
関係事項ならびに許可後の  
変更届出などについて、手  
続きが遅れたり、忘れたり  
する例が見受けられます。

②登録事項変更届  
変更のあった日から30日  
以内

登録内容のうち、特につき  
のような変更があったとき  
○代表者氏名の変更  
○事業所名の変更  
○住所の変更

○営業所の名称変更  
○営業所の所在地変更  
○法人の役員変更  
○主任電気工事士の変更等  
であります。

③事業の承継届  
承継のあった日から30日  
以内

(相統の場合にあっては、そ  
の相統の開始があったこと  
を知った日から30日以内)

承継には登録事業主の死  
亡による相統承継(相統権  
者全員の同意が必要)と譲  
渡承継(親・子間における  
譲渡または第三者への譲  
渡、個人から法人、法人か  
ら個人への組織変更)に伴  
う譲渡承継等があります。

登録の有効期限内  
登録事業所については、許  
可の日から満五カ年が有効  
期限となっており、有効期  
限二カ月前から更新届けの  
受付を行っております。  
更新関係については、台  
帳によりその都度組合から  
事前通知により手続き願っ  
ておりますが、当然有効期  
限を過ぎると、自動的に無  
効となります。

④建設業許可の場合の開始  
届、変更届

許可のあった日から遅滞  
なく

建設業の許可があったとき  
は遅滞なく開始届の提出、  
また三カ年ごとの更新許可  
の場合も、その都度、変更  
届の提出が必要であり、そ  
の他建設業法による変更許  
可のあったときも同様変更  
届の提出となります。

⑤廃止届、および登録証の  
返納

### 車輛用ステッカーの 更改利用について

事業の廃止の日、および  
登録の効力を失ったとき  
は、その日から30日以内  
となっております。  
また登録、届出許可のあ  
った事業所では、法に定め  
られた標識を営業所に掲示  
することが義務づけされて  
おります。  
なおこれらの細部手続案  
内、用紙類などは、常時各  
地区事務局に備付けされて  
おりますので異動変更のあ  
った都度、お忘れなく手続  
きされますようお願いいた  
します。



### 更改利用について

従来から工業  
組合員の証とし  
て組合員の車輛  
に貼付使用して  
いたステッカー  
について、一般  
の理事会で審議  
され、総務委員  
会でいろいろ検  
討を重ねてまい

りました。

現在使用されているもの  
はマークについては全日電  
工連のものであり、希望者  
のみ貼付利用されていまし  
た。すでに三重県工組のマ  
ークも制定されていること  
でもあり、これの利用効果  
等についても検討の結果、  
このステッカーを全車輛に  
貼付することにより、組合  
員意識の向上、組合組織の  
強化PRに効果があるもの  
と考えられ、この趣旨徹底  
を図り全組合員、全車輛  
(注)作業車)に画一的  
に貼付するよう要請するこ  
ととなりました。

### 記

- 1 全事業所へ一枚は無償  
交付とする
- 2 二枚以上(車輛の二台  
以上保有事業所)につい  
ては実費有償配布とし  
一枚 一五〇円とする

# 座談会 各委員会事業の活性化について

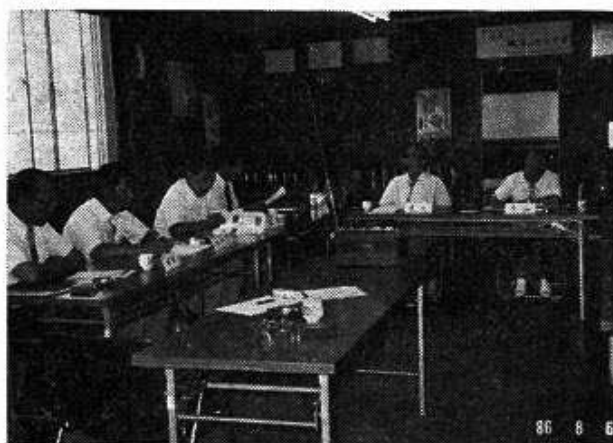
国際情勢とともに国内の社会・経済情勢も、ますます高度化、複雑化の目まぐるしい現在、電気工事業界においても同様誠に厳しい状況が続いています。

技術の進歩、情報化の著しい時代にあつて、いわゆる従来型の経営では発展を望めないとまでいわれています。新技術面への対応、営業拡大による経営刷新、等々中小企業個々ではとても応じきれない程の難問が山積している現在、組合に課せられる使命は益々複雑、高度化し、組合員の期待もまた大きくなっているものと思います。

このような情勢の中にあつて、本年度新たに選出された組合役員、特に各委員長を中心に参集願ひ、「各委員会事業の活性化」について今後の抱負ならびに活性化等について深く掘下げ、大いに語っていただきました。

いずれにしても直ちに特効薬的な方策が見出せるものではありませんが、昨年の「組合のメリット」についての座談会に引続き、今回は事業の効率的推進を願つての活性化を大いにすすめようと、理事長以下、執行部の皆さんと特に今回は青年部会長にも参加願ひ、若者の行動力による協力態勢の強化と参加意識の高揚、リーダーシップの必要性等が強調されるなど熱心な討議内容を紙上にてご紹介いたします。

なお本座談会は去る8月6日、つぎのみなさんの出席を得て、広報委員会主催で実施いたしました。



熱心な座談会

(座談会出席者)

理事 長	角 谷 利 夫
総務 委員 長	蔦 田 正 幸
厚生 委員 長	楠 田 修 次
経済 委員 長	高 山 悦 嘉
広報 委員 長	青 山 登 志 男
技術 副 委員 長	梶 山 昭 夫
広報 副 委員 長	村 脇 謙 夫
広報 委員	服 部 七 郎
青年 部 会 長	飯 田 秀 爾

村脇 (司会)  
本日は理事長始め各委員長、青年部会長の参加を得て、第2回座談会を開催します。

平素組合事業運営について並々ならぬご努力を願っておりますが、その主旨、内容、目的など細部について全員にどのようにお知らせするか、また組合員の協力を如何にして得るかなど、いろいろな問題点もあるうかと思ひます。

早く知っていただくとともに各地区例会などにおいても活用できる会報づくりに努力しております。さて、この広報座談会も第一回は昨年度「組合のメリットについて」実施し、各役員の方力による組合事業について見直した……との声もあり効果がありました。

本日は「委員会事業の活性化」についてをテーマとして進みたいと思ひます。それでは最初に青山広報委員長のあいさつをお願いします。

青山  
経済情勢の厳しい中で、組合事業運営にあたり、経験豊富な皆様方にお集りいただき誠にありがとうございます。

広報委員会では、その一端として会報を通じて、周知徹底を図りたいと念じ、本年度より年六回の発行により、少しでも

細部につきましては、ただいま村脇司会者から申しあげましたとおりであります。本日は皆様の組合事業に対するお考え、抱負など、思い切ったご意見を披露され、その内容を座談会記事として会報に紹介し、

組合員との、より良いコミニケーションづくり役に立てたいと思しますのでよろしく。

### 組合事業のあり方

村 脇

最初に理事長から全般にわたるご意見をお願いしませう。

角 谷



最近の経済情勢の中での適格な状況把握は

非常にむづかしい。私見ではあるが過去の急成長時代から見れば今は日本単独では解決しない経済問題が余りにも多い。経済摩擦、円高問題等々；内需拡大云々など政策的なものもあると思うが、一方我が国の技術進歩は著しいものがあります。

このような背景の中にあつて組合組織について見ると、まず組合員意識の変化の著しいことを念頭におくべきだと思ひます。

組合員が組合の価値をどのように評価してくれるの

か、組合員と組合組織（執行部）との考え方の差はないか、など、あれこれ考えると、同業組織としての県単位で組織している工業組合・協会のメリット追求とともに組織全体のあり方としての認識を全組合員がともにもつべきではないでしょうか。このような組織確立意識とともに、組合の存在について、対外的アピールする姿勢も非常に大切なことである。

また各委員会事業計画について、

いろいろ申し述べましたが、このような基本的考え方一つとっても、組合員に直接お知らせできる唯一の方法としての会報についても、常に豊富な情報提供に心掛けていただき、活字に親しめる会報づくり等、それぞれご努力願ひます。

要は組合事業の推進を通じて組合員が安心して生活できる施策をすすめるべきだと思います。

### 各委員会事業の抱負

村 脇

いろいろありがとうございます。それではこれから参加のみなさんの抱負なりご意見をお伺いします。まず総務委員長の蒔田さんどうぞ。

蒔 田



本日のテーマである「活性化」の意義を考

えます。「物に活力を与える」ことでもあります。

まず組織関係を担当しておりますので、組織についてであります。理事長が組織のあり方としてのお話しもありました。この際原点にかえり、組合組織法の精神を十分活用すべきであり、公正な経済活動、相互扶助、団結方法等にきめ細かな配慮が必要かと思ひます。

相互応援など人間関係問題等を含め地域の実情にあつた事業、例えば協業化事業等計画推進すべきと思ひ

ます。

村 脇

つぎに技術委員会関係であります。本日上村委員長は出張中であり梶副委員長からお願いします。

梶



技術関係については先程の話題

のとおりに技術進歩の著しい現在、対応する新技術の紹介、習得講習などこれまでどおり積極的な取り組みが必要であります……が、一方組合員の積極的な参加意識の高揚対策も大事なことであります。

しかし昨年度の大きな事故を反省し、原点にもどつた安全対策事業が急務であり、当面の主眼として推進いたしたいと思つております。

村 脇

それでは次に楠厚生委員長にお願ひします。

厚生事業は組合員の身近な問題が多いと思ひますか？

楠



そうですねー、厚生委員会は、このよう

な組織があつてこそ、メリットのある事業ができる訳ですから、これまでも組合員のみなさんに大変喜ばれていると思ひます。

しかしさきほどのお話しのように、経済情勢、社会情勢が厳しくなるほど小規模業者としての自衛措置が益々必要となり、個々ではできない対策についてこそ組合事業で推進すべきと思ひます。

特にこれからは高齢化社会となると思ひますが、年金・退職金制度などの充実について、組合としての対応策を研究するとともに、組合員の理解を得ての関係団体等への加入促進を図りたい。このまま放置すると老後の生活に大きな格差が出るばかりでなく、事業経営基盤にも支障する重大局面が予想されます。

このように厚生委員会と

しては、今後とも事業経営面、労務管理の両面にわたる福利厚生事業を大いに研究し組合でこそできるメリットづくりに一層励みたいと思えます。

村 脇

ありがとうございます。厚生事業は組合員にとってもすぐ目につく大きなメリットがあり益々充実推進をお願いします。

次いで高山経済委員長お願いします。

高 山



昨年作成したアンケート集約を基に各地区

懇談会を実施しているが、その実態をみてさらに拡大したいと思えます。

組合員にはその事業規模の内容に格差があり、どの層にどのような情報・指導を考えると非常に組合事業目標設定にも悩むところ。当面は非常に小規模な事業所を対象としたいと気持ちもあります。

残念ながら在来型の仕事の内容を見直す余裕もない

のが実態ではないでしょう。か、技術革新の時代にあつて、OA化に対する幅広い勉強、最少必要利益確保のための経営対策、損益計算の構造追求など将来展望に意欲がもてるような指導を推進する等でありますが勿論、画一的な事業でなく各事業所に見合った計画も今後実施したいと思っております。

村 脇

経済委員会事業については現在いろいろな問題が重なっており幅広い分野でもあり、またその対策についても一発解決という方策は非常に困難なことと思えます。それでは青山広報委員長、お願いします。

青 山



広報関係についてはさきほど述べたとおり

ですが、とにかく親しみやすい記事内容に心掛け、今後保存して活用できる会報づくりに努力するとともに折角の組合活動状況を対外的にも大いにPRしてゆき

たいと思えます。

業界の関係団体などには従来から発送して利用願っておりませんが、本年より県下各市町村等に対しても配布PRするとともに、側面からの協力を依頼いたしましたと思えます。

村 脇

なお皆さんの会報ですから、組合員からの投稿に大きな期待をもっているものであり、全面的なご協力をお願いいたします。

村 脇

本日特に参加を願った、飯田青年部会長に、青年部から見た意見・提言など、お願いします。

飯 田



さきほどからの組合事業推進の核心にふれ

る有意義な座談会に加えていただき厚く御礼申しあげます。後継者育成のためにと青年部会が発足以来五年目となっておりますが、現況として卒直に申しあげますと、青年部会員は各事業体において中心的活躍の年代ばかりであり、全体的な

事業については非常に困難な状況にあります。したがって各地域における自主的活動が中心となっております。

村 脇

一方、各地区においても青年部への参加などに対する認識が今一歩低調なように思えます。若者の知識欲を活用した行動力でもってなお積極的に異業種との接点をもち、工組青年部会の存在を対外的にもアピールする必要があり、事業の活性化を念願しております。

村 脇

親組合のみなさんから、将来を展望した意識でもって青年部会の事業への積極的な参加しようよう、援助をお願いします。

村 脇

広報委員の服部さん……ご意見など……どうぞ。

服 部



広報委員として、はじめて参加

させていただきました。さきほど各委員長のご努力、ご苦労の程がよくわかりました。理想と現実の苦し

さ、実態こそ全員によく広報すべきと思えます。これを機会に私自身も大いに勉強したいと思えます。

各事業の活性化

のために

村 脇



いろいろありがとうございます。

皆さんのご意見、抱負など組合員のための組合事業に対する熱意のほどが大いに語られたと思えますが、これらの各事業が計画・審議・実施と推進されるわけですが、その辺からお話し合いたいと思います。

蒔 田

現在の組織としては、理事会の諮問機関として、総務・技術・厚生・経済・広報の五委員会制度となっており、各支部から二名、計八名をもって各委員会審議が行われておりますが、委員会は諮問機関であり、理事会に答申し、理事会で審



飯田

青年部も地区においては新技術研修、見学会等相当活動していますし、異業種交流についても中央会の青年部会を通じ接点をもつことができるようになりました。

特に青年部のお願いは、従来の現場における施工技術等は各店の事業主などから十分指導されており、時代に応じた経営テクニク等になると、個々の事業主では到底十分な教育指導は不可能な実態にあると思います。若者は時代に応じた新しい知識に対し積極的な意欲に燃えています。

この辺の組合事業を大いに取あげていただき、中小企業個人ではできない面をカバーしていただきたいと思ひます。また、青年部会員は、そのような事業に対して非常に期待と参加意欲をもっていると思ひますのでよろしく。

青山

青年部会員の意欲を大いに考慮し、車の両輪として

の機能を発揮するため、今後組合理事会などに青年部代表の参加を求め意見を聞く場をもつたら良いと思ひます。(全員賛成し、今後検討することといたしました)

村脇

非常に斬新的な貴重なご意見がたくさんだされていすがその他のご意見をどうぞ。

角谷

現在五委員会活動願っておりませんが、事業運営にあたっては、委員会の名称にあえてこだわることなく互の意見を尊重しあつての協力態勢も必要と思ひます。例えば共同保守管理業務等は折角、通産省から承認された営業拡大の大きなメリットがあることはすでにご承知のとおりです。この業務の効率推進にあつては各委員会の持味を大いに発揮し、それぞれ具体化推進するのの一方法だと思ひます。

梶

技能オリンピック大会にかわる事業方法等もこれか

らの新技術時代を考えると十分検討の余地があると思ひます。

服部

会報発行についても、こんなにたくさん全員に周知しなければならぬ事項が多いとは思ひ、ませんでした。これからも皆さんの協力を得ながら頑張りたいと思ひます。

村脇

いろいろ貴重なご意見をたくさんいただきましたが、今後は組合事業運営については本部・支部・地区間の意志統一によりスムーズに効率のよい活動を期待しております。

まだまだたくさんのご意見もあろうかと思ひますが、本日はこの辺で終りたいと思ひます。

青山

本日はお暑いところ、長時間にわたり熱心に、組合員のための組合事業についてお話し願ひありがとうございました。

今後ともよりよい会報づくりに皆様の絶大なご協力をお願い申しあげます。

新しい組合員名簿発行

現在使用中の名簿は、59合員のみなさまに今後とも年10月発行のものであります。協力を願ひたいですが、61年度には一斉の登録更新もあり、共同保守管理業務規程の改正、表彰規程改正などありましたので、新名簿を作成中であり、今年10月頃にはお届ける予定です。提出をお願いいたします。地区事務局に整備されておりますから一報下さるようお願いいたします。

〈お願い〉

「安全作業十訓」の取替えについて

既報のとおり、すでに各地区事務局を通じ「安全運転十訓」と「安全作業十訓」を配布し、各事業所にあげます。

このたび再度作成し再配しますが、「安全作業十訓」については、すでにお気付の方もあると思ひますが、昨年全員に配布いたしました「安全作業必携」の内容が、分は各事業所にて廃棄処分されまますよう重ねてよろしく願ひいたします。

# 小さな掛金で大きな保障を!!

## 東海電友共済会の

### 業務内容手引き!!



#### △災害補償共済制度▽

私ども電気工事に携わ  
る者は、作業中不慮の事故  
あるいは交通事故等、危険  
にさらされて活動しており  
ますが、こうした事故は益  
々増加する傾向にあり、こ  
れに伴う損失補償問題は、  
零細企業にとって倒産につ  
ながりかねない問題であり  
ます。この補償の一部を支  
弁するため、相互扶助の精  
神に基づき、僅かな拠出金  
によって、自己を防御しよ  
うとして生れたのが東海電  
友共済会の災害補償共済制  
度であります。

中部5県の電気工事業者  
とその従業員が加入し、労  
働省の認可を得て、昭和45  
年に設立された社団法人組  
織であり、営利を目的とし  
た団体でないため、その取  
益に対する所得税はもちろ  
ん、積立金に対する利子等

にも一切課税されません。

従って安い掛金で高い給  
付が受けられるという効率  
的運用がはかられていま  
す。その内容はすでにご存  
知のとおり。

#### ①会費および掛金

会費は一事業所(契約者)  
年額一、五〇〇円

掛金は被共済者一人一カ  
月一、二〇〇円で全額事業  
主の負担とし、税務署も損  
金扱いを認めております。

なお入会金は不要。

#### ②災害補償給付適用範囲

イ、業務中の事故

業務中および通勤途上の  
交通事故等による被共済者  
本人ならびに第三者

但し交通事故による第三  
者は、歩行者、自転車、原  
付自転車(50cc以下)に限  
る。

ロ、病気またはその他の事  
故 (本人のみ)

#### ③業務中(通勤途上を含 む)の事故に対する補償

イ、死亡年金

(本人ならびに第三者)

最高二、〇〇〇万円(月額  
13万円)12年10カ月の年  
金)を給付、第三者は三人  
を限度とし、なお交通事故  
については自賠責、任意保  
険等で支払いを受けた金額  
は控除する。

ロ、見舞金

(本人ならびに第三者) 5  
日以上の休業(欠勤)一日  
につき、二、〇〇〇円、限  
度一八〇日給付、第三者に  
ついては示談金のき、限度  
一〇〇万円を給付、なお交  
通事故については自賠責、  
任意保険等で支払を受けた  
金額は控除する。

ロ、障害年金

(本人ならびに第三者) 事  
故により負傷し、治療を終  
つてなお後遺症があるとき

は障害等級表に従って、最  
高一級二、〇〇〇万円、最  
低十四級、一〇〇万円を月  
額13万円から5万円の年金  
を給付する。

#### ④病気または業務中の事故

以外の事故に対する補償

(本人のみ)

イ、死亡一時金一二五〇万  
円

(但し加入後1年未満の者  
を除く。)

ロ、特別見舞金

休業(欠勤)一か月一万  
円、限度6か月を給付。

以上のとおり作業員の災  
害補償共済を大きな目的と  
しておりますので、加入に  
際しては事業主のみでな  
く、家族従事者を含め事業  
所全員加入が原則でありま  
す。

#### △退職金共済制度▽

中小企業の電気工事業者

が自力で退職金制度を設け  
ることが困難なため、事業  
主の拠出を基礎とし、共済  
制度の形で運営する退職金  
制度であり、電気工事業者  
の従業員に退職金を保証す  
ることにより、その福祉の

向上をはかるとともに、定  
着度を高め、経営発展の基  
礎づくりが可能となりま  
す。この制度のしくみは、  
電気工事業者の雇用する従  
業員全員を加入させる建前  
になっており、事業主が全  
額掛金することとなりま  
す。この制度の掛金は、法  
人の場合は損金、個人の場合  
は必要経費として全額免  
税になり、従業員の給与所  
得にもなりません。

#### ① 会費・掛金

イ、会費(年額一、五〇  
〇円)

東海電友共済会に対する  
会費であり、前述の「災害  
補償共済制度」に加入済の  
事業所は不要です。

ロ、掛金

掛金月額には一、二〇〇  
円一六、〇〇〇円までの

二二種類があり、従業員毎  
の掛金は年間所得の1/12  
(平均月額給与)の4~5  
%程を基準とします。

また企業の成長や、退職  
金の上昇などに応じて途中  
掛金の増額をすることがで  
きる。



②従業員が退職した場合

会員は従業員が退職した場合「被共済者退職届」とともに「退職金請求書」に必要事項を記入押印し「共済証」とともに提出すれば退職金を受取ることができ

支給された退職金は所得税法の退職所得として多額の控除があります。

例えば勤続4年では一〇〇万円、10年では二五〇万円、30年では一、〇〇〇万円まで無税です。

但し加入一年未満の人には退職金が支給されません。3年以上の人には補助金が付けられ、加入期間の長い人にとくに有利なしくみとなっています。

以上のとおりそれぞれ有利な取扱い内容となっております。電気工事業界としての共済制度の特徴を十分發揮しているものである。

これらに加入、変更手続き、また相談、給付手続きなど各地区事務局で取扱っておりますので、いつでも気軽にご利用ください。

みんなで受診しよう健康診断！

「建設雇用改善推進事業」の一環として実施している、健康診断がすでに周知のとおり61年度分として8月から各地区において始めております。

事故災害防止のための安全はまず健康からといわれるほど、自分の体は自分で守るのが第一であり、組合ではつぎの日程で各地区に

巡回診断の予定であります。巡回車の都合により非常時に日時制約はありますが、一人でも多くの受診を願います。

なお本年度は改善事業の助成対象となつていて関係上個人費用は無料となつており、診断結果についても個人票でもって通知されることとなっております。

61年度健康診断巡回予定表 三重県電気工事業工業組合

Table with columns: 地区, 予定月日, 曜, 時間, 期別, 血液, 場所. Rows list dates and locations for health checkups across various districts like 員弁, 四日市, 伊勢, etc.

組合本部事業の主なうごき

61・7・17(木) 三重県建築設備 電力懇話会へ出席

三重県若年運転者交通事故防止対策協議会へ出席

61・7・23(水) 松阪地区 厚生事業説明会

61・7・29(火) 事務局会議(18名出席)

61・8・1・8・31 電気使用安全月間

61・8・4(月) 設備業団体連絡会へ出席 (管工事協会・電業協会・電気工事業組合)

61・8・6(水) 中部電気工事協力会連合会、作業安全委員会

61・8・7(木) 広報座談会(別項のとおり)

61・8・8(金) 全日電工連、技術、経営委員会

61・8・8(金) 三重県木造家屋建築工事

等安全対策委員会へ出席

61・9・4(木) 三重県建築専門工事業懇談会へ出席

61・9・12(金) 設備業団体連絡会へ出席

61・9・2(火) 三重県防災理事会へ出席

61・9・25(月) 桑名地区……経済講演会(増井講師指導……45名参加)

61・9・25(月) 設備業団体連絡会へ出席

61・9・25(月) 理事会(21名出席)

共済金・会費について

三重県電気工事業共済会には、工業組合全員が加入されています。

規程第5条により会費は毎年10月賦課となっております。

会費はA・B・Cの三区分となっております、各地区

区事務局において現在の各事業所稼働人員の確認を急いでおります。

事業の一部である第三者賠償責任保険の共済事業にも同時連動いたしますので全員のご協力をよろしくお願いいたします。

お知らせ

### 組合本部にFAX設置

時代の要請とともに事務局の強化、合理化の必要性が生じていますが、本年度事業計画の一環として、本部事務局の電話二本のうち一本をFAX化したしました。

すでに各事業所においては日常的なことではありましようが、組合事業運営の複雑化とともに関係団体、

各地区、役員との緊急連絡に大きな役割りを果たすものと期待されています。

今後各地区においても設置検討されることも予想され、すでに上部団体との連絡調整に威力を発揮しております。

なお本部の電話番号はつぎのとおりです。

### ◎電話

○五九二一二六一四八六二

### ◎FAX

○五九二一二六一四八六九

### 《編集後記》

猛暑の八月、電気使用安  
全月間事業に全員のご協力  
ご苦勞さまでした。

秋口から年末にかけ各事  
業所のお仕事も増加の時  
期、まずは安全第一に励ま  
れんことをお祈りいたしま  
す。

本号は座談会記事を中心  
にお知らせ、お願い事項  
等、掲載いたしましたので

十分ご活用いただきたく  
思います。なお十月・十一  
月と連続して会報発行を予  
定しておりますのでご協力  
をお願いいたします。

## 設備は、独立したシステム

### 分離発注促進シリーズ

②

昔の建物は、構造と意匠とだけから成り立っていたといっても言い過ぎではありませんでした。もちろんそうした時代にも、現在の設備に相当するものがまったくなかった訳ではありません。囲炉裏とか井戸とか、行灯とか言ったようなものがそれにあたりませんが、それらはいずれも孤立した存在でしかなく、現在の設備とはまったく質を異にするものでした。

現代の設備はすべてそれ自体で完結した一つのシステムを構成しているものであり、いろいろなエネルギーによって動かされ、日夜絶えまなく動きつづけています。従って、建物の他の部分とは耐用年数も違ってくる。建物はまだ使えるが、設備が古くなったために改造が必要になるというケースはしばしばあるものです。今後、設備が進歩していくことは必然ですから、

こうした現象は益々頻繁に起こってくるに違いありません。このように設備というものは、建築の他の部分とは全く性質を異にする生きものであり、また独立したシステムであって、技術的にも建築技術とはまったく違う専門技術体系に属するものです。

